

消 防 法（抜 す い）

（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）

*平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号改正現在

第 1 章 総 則

〔用語例〕

第 2 条

- ⑨ 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう。第 7 章の 2 において同じ。）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。

第 7 章の 2 救急業務

〔救急業務の要請等〕

第 35 条の 9 都道府県知事は、救急業務を行なっていない市町村の区域に係る道路の区間で交通事故の発生が頻繁であると認められるものについて当該交通事故により必要とされる救急業務を、関係市町村の意見を聴いて、救急業務を行なっている他の市町村に実施するよう要請することができる。この場合において、その要請を受けた市町村は、当該要請に係る救急業務を行なうことができる。

- ② 都道府県は、救急業務を行なっていない市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道のうち交通事故により必要とされる救急業務が特に必要な区間として政令で定める区間（前項の要請により救急業務が行なわれている道路の区間を除く。）について、当該救急業務を行なっていない市町村の意見を聴いて、当該救急業務を行なうものとする。この場合において、当該救急業務に従事する職員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の適用については、消防職員とする。

〔協力の要求、警察官との連絡〕

第 35 条の 10 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

- ② 救急隊員は、救急業務の実施に際しては、常に警察官と密接な連絡をとるものとする。

〔救急隊の通行特権〕

第35条の11 第27条の規定は、救急隊について準用する。この場合において同条中「火災の現場に到着する」とあるのは、「救急業務を実施する」と読み替えるものとする。

- ② 消防組織法第39条の規定は、第35条の9第2項の規定により都道府県が救急業務を行なう場合について準用する。この場合において、同法第39条中「市町村」とあるのは「市町村及び都道府県」と、「消防」とあるのは「救急業務」と、「市町村長」とあるのは「市町村長及び都道府県知事」と読み替えるものとする。

〔政令への委任〕

第35条の12 この章に規定するもののほか、救急隊の編成及び装備の基準その他救急業務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。